

特定非営利活動法人の解散について

1 総会を開催する。

「法人の解散」、「清算人の選任」及び「残余財産」について決議する。

- ・法人の解散 …… 解散の同意（正会員総数の4分の3以上）
- ・清算人の選任 …… 理事の中から清算人を決定※破産手続開始の決定による解散の場合を除く
- ・残余財産 …… 財産目録により残余財産があるか確認
（残余財産がある場合、定款で帰属先を確認
(帰属先を総会で選定することとしている場合は、決議が必要)

2 広島法務局で、「解散及び清算人」の登記をする。

「特定非営利活動法人解散及び清算人就任登記申請書」に、次の書類を添付して、広島法務局に申請する。

添付書類……

●社員総会議事録	1通
●定款	1通
○委任状	← 登記申請を代理人に委任した場合のみ必要

問合せ先：広島法務局
電話 082-228-5201(代)

3 広島県に、「解散届出書」（※）を提出する。

添付書類 …… 解散及び清算人の登記をしたことがわかる登記事項証明書

4 定款で定められた方法で、解散公告する。

公告方法 …… 解散した後、遅滞なく公告（2ヶ月以上の期間）

官報公告の申込先：広島県官報販売所
〒730-0012 広島市中区上八丁堀7番27号
電話 082-962-3590

5 広島法務局で「清算結了」の登記をする。

「清算結了登記申請書」に、清算事務報告書（1通）を添付して、広島法務局に申請する。

6 広島県に、「清算結了届出書」（※）を提出する。

添付書類 …… 清算結了の登記をしたことがわかる登記事項証明書

（※）届出書様式は県のホームページの次のアドレスを参照。

[トップページ>まちづくり・国際交流>公益法人・NPO・団体>県民活動課>NPO法人情報サイト>解散](#)